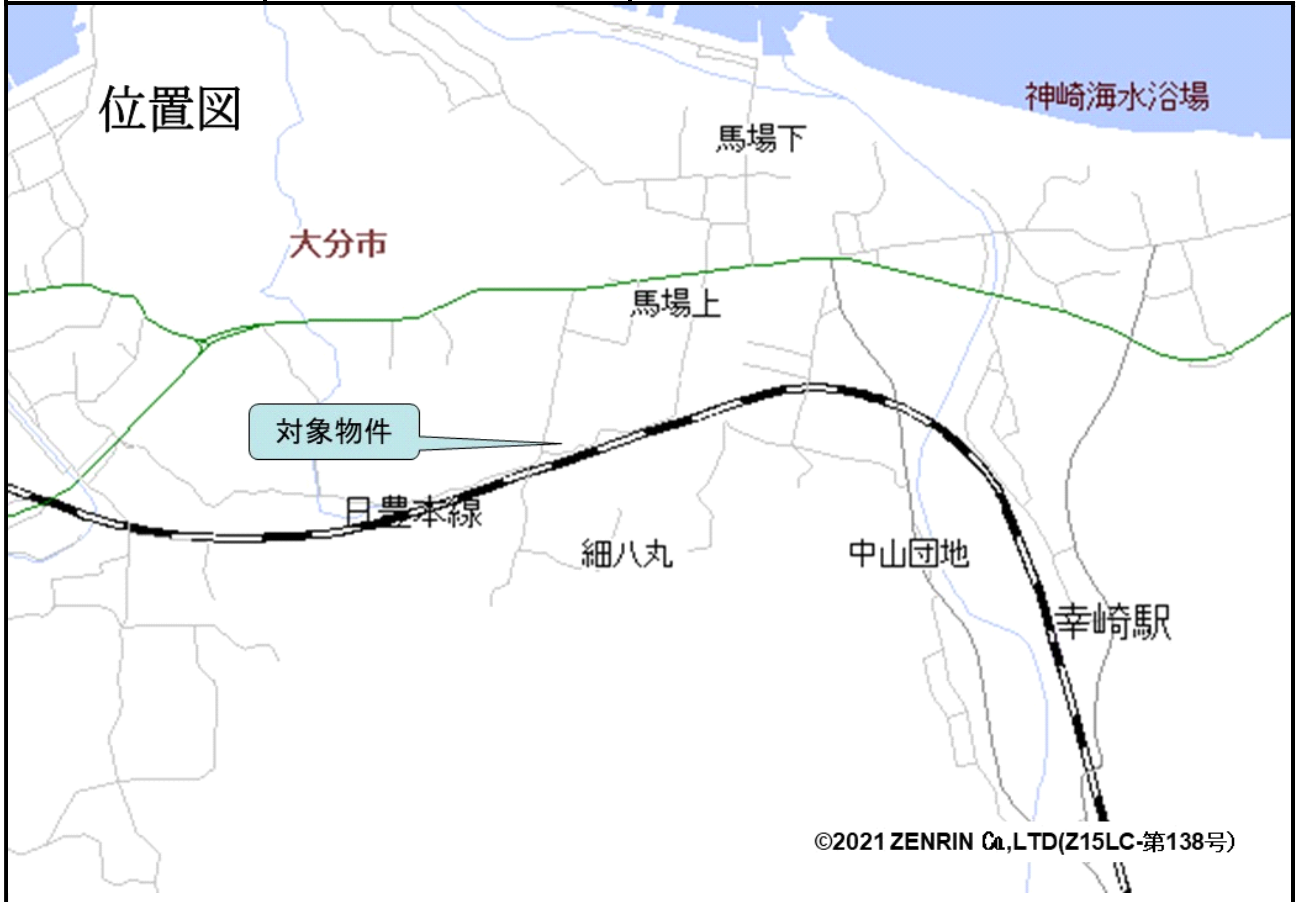


売却区分番号	3 2 3 5 - 1		
見積価額	¥80,000	公売保証金	¥10,000
財産の表示	1 所在 大分県大分市大字細字中一町田 地番 2 3 4 3 番 1 地目 田 地積 185 m ²		以上登記簿による表示
公法上の規制	市街化調整区域 農業振興地域 農用地 埋蔵文化財包蔵地 (馬場条里跡)		
接道状況	東側 幅員約 1.5m未舗装里道		約 1m低位接面
	南側 幅員約 5.5m舗装市管理道路		約 1m低位接面
	北側 幅員約 1.0m未舗装里道		ほぼ等高接面
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	雑草繁茂		
特記事項	買受人の資格その他の要件 農地につき、「買受適格証明書」の提出を要する。 令和 5 年 9 月 6 日現在、「昭和井路土地改良区」の定める賦課金の支払義務はないが、買受け後、対象物件に水を引く場合には「昭和井路土地改良区」へ届出した後、賦課金の支払義務が発生する。		
住居表示等	大分県大分市大字細字中一町田 2 3 4 3 番 1		
最寄駅等	J R (九州) 日豊本線 幸崎駅 徒歩約 20 分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。 3 執行機関(国)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)があるものについては、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

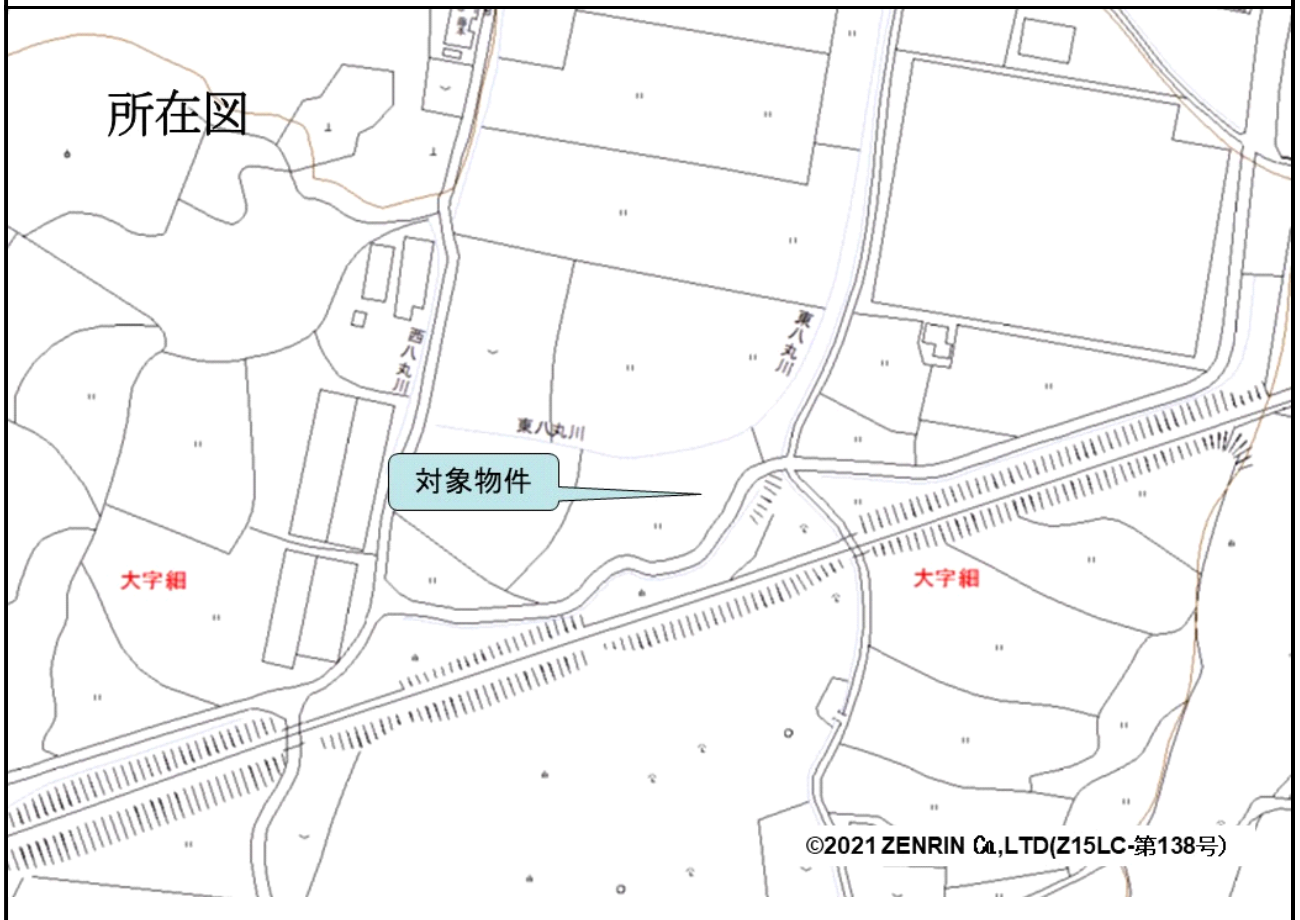
売却区分番号

3 2 3 5 - 1

位置図



所在図



売却区分番号

3 2 3 5 - 1

2348

2349

2357

見取図



2346

2345

2343-1

道

2344-1

2343-4

2344-2

2343-2

2343-3

売却区分番号

3 2 3 5 - 1



※動産は公売財産に含まれません。